

【今週の注目疾患】

【新型コロナウイルス感染症：第15報】

4月21日12時現在、日本ではこれまでに患者6,869例（国内事例6,611例、チャーター便帰国者事例11例、空港検疫35例）、無症状病原体保有者733例（国内事例634例、チャーター便帰国者事例4例、空港検疫95例）、陽性確定例3,517例の報告がある。また、4月20日18時現在、クルーズ船における事例712例（チャーター便で帰国した40名含む）の報告がある。

国内では、共通する契機によって複数の患者発生となった患者集団（クラスター）の発生を認め、また直近は感染源が不明な事例が増加している。

また、4月21日現在、全世界では2,397,216例（うち死亡162,956例）の新型コロナウイルス感染症例が報告されており、ヨーロッパやアメリカ大陸において患者報告が大きく増加している。

○厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○World Health Organization（WHO）：Coronavirus disease（COVID-2019）situation reports

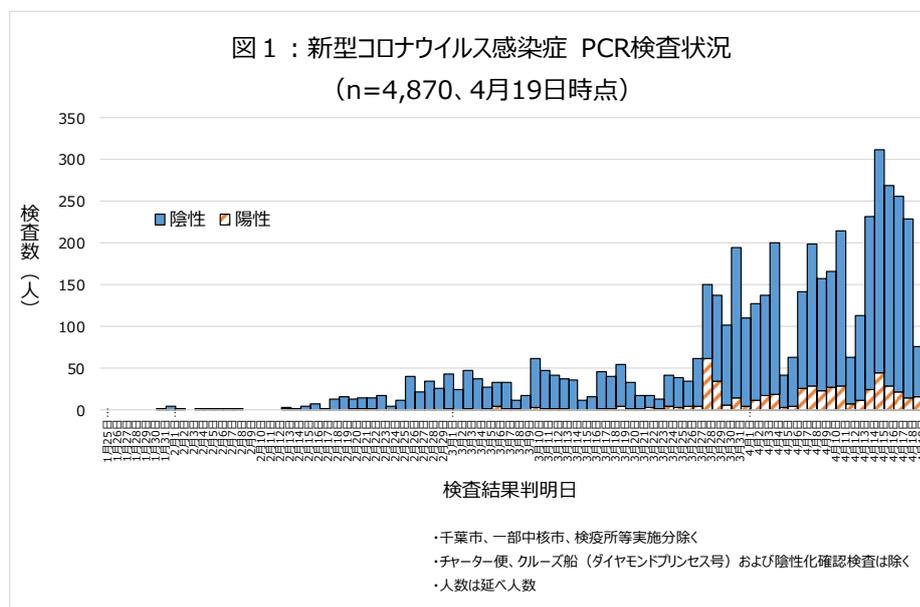
<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports/>

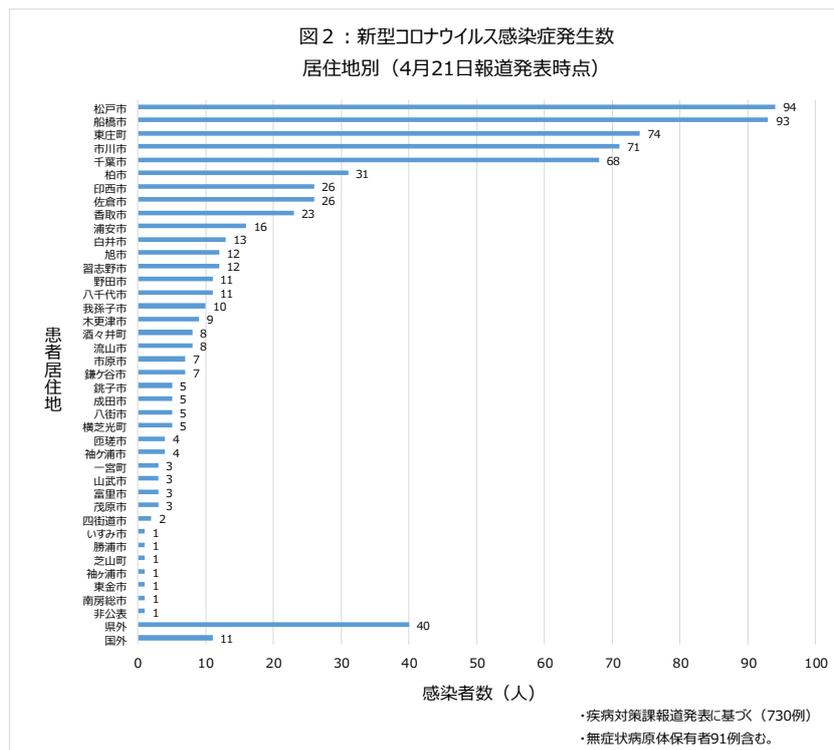
県衛生研究所および県内の保健所では、2020年第16週（2020年4月19日時点）までに5,599例（検体数6,574）について新型コロナウイルス感染症の検査を実施した。市中感染（濃厚接触者含む）・輸入例疑い事例は5,427例（うち陰性化確認557例）の検査を実施した。そのうち陰性化確認を除く4,870例中、陽性は538例（陽性割合：11.0%）である（図1、2）。

令和2年4月21日現在、県内で確認された新型コロナウイルス感染者数は730名（患者639名、無症状病原体保有者91名、うち13名死亡）である。

○患者の発生について | 新型コロナウイルス感染症

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/press/2019/ncov-index.html>





《県民の皆様へ》

千葉県においては、令和2年4月7日の緊急事態宣言を受け、同日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、外出の自粛要請等を行うとともに、4月13日に同法第24条第9項及び第45条第2項に基づき、5月6日（水曜日）までの間、休業の要請等を行ったところです。

この度、感染症患者の増加している現状等を踏まえ、食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者の皆様へ、4月18日（土曜日）から5月6日（水曜日）までの間、19時以降の夜間は酒類の提供を控えていただくよう協力を要請しました。感染症防止対策に一層の御理解・御協力をお願いします。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新たな措置内容について（追加措置 | 4月18日）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/shisetsu-3.html>

県民の皆様におかれましては、風邪や季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いします。

集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。このような空間に集団で集まることを避けてください。

○首相官邸：新型コロナウイルス感染症に備えて 一人ひとりができる対策を知っておこう

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について | 国民の皆さまへ（予防・相談）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin

[新型コロナウイルス感染症に関する相談について]

○新型コロナウイルス感染症に関するご相談、感染の予防に関すること、心配な症状が出たときの対応などのご相談、感染が疑われる場合の帰国者・接触者相談センターへのご案内
→電話相談窓口(コールセンター): 0570-200-613 (24時間対応: 土・日曜日、祝日を含む)

○発熱や呼吸器症状がある方が、医療機関を受診すべきかどうかのご相談
→お住まいの市町村を管轄する各健康福祉センター(保健所): 帰国者・接触者相談センター
※土・日曜日、祝日(9時～17時)、夜間(17時～翌日9時)は電話相談窓口(0570-200-613)にお掛けください。

[相談の目安]

次の(1)(2)のいずれかに該当する方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

(1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。

(解熱剤を飲み続けなければならない時を含みます)

※高齢者や基礎疾患等のある方は、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が2日程度続く場合
(2) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

センターでのご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

帰国者・接触者相談センターについて | 新型コロナウイルス感染症

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/corona-soudancenter.html>

○新型インフルエンザ等特別措置法に基づく措置の内容(外出自粛の要請、施設等の使用制限(休業要請)等)に関するご相談

→緊急事態措置電話相談窓口: 043-223-2674 (平日9時から17時まで)

○多言語AIチャットボットによる情報提供(24時間対応)

新型コロナウイルスに関する質問に、AIチャットボットが24時間、多言語で回答します。

※対応言語: 日本語、英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語、タイ語

→千葉県新型コロナウイルス感染症対策サイト

<https://covid19.civitech.chiba.jp/>

